前 文

菊川市国土利用計画は、国土利用計画法第8条の規定に基づき、長期にわたって安定した発展と均衡ある土地利用を確保することを目的として、菊川市の区域における土地の利用に関する基本的事項を定めるものです。

本計画は、第1次菊川市国土利用計画(2009年(平成21年)1月策定)から約10年が経過し、人口減少や少子高齢化等の社会情勢の変化や土地利用の現況を踏まえた新たな国土利用計画を策定する必要があることから、第5次静岡県国土利用計画(2017年(平成29年)4月策定)を基本とし、第2次菊川市総合計画(2017年(平成29年)3月策定)の基本構想との整合を図り、策定したものです。

なお、本計画は、将来における社会・経済情勢の変化に対応し、適切な検討を加えると ともに、必要に応じて見直すものとします。

目 次

1.	土地利用に関する基本構想	1
(1)	菊川市における国土利用計画の意義	1
	土地利用の基本方針	
(3)	利用区分別の土地利用の考え方	4
2.	土地の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標	
	及びその地域別の概要	•••••7
	土地の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標	
(2)	地域別の概要	9
3.	規模の目標を達成するために必要な措置の概要	10
(1)	土地利用に関する法律等の適切な運用	10
(2)	土地利用に係る環境の保全及び安全性の確保	10
(3)	土地利用における広域的な視点	11
(4)	土地利用の転換の適正化	11
(5)	土地の利用区分別の措置と主な取組み	12
(6)	地域整備施策の推進	15
(7)	土地に関する調査研究の実施	23
<₹	b考資料>	24
土地	利用構想図	24